

第1条 競技シリーズの名称

本シリーズの名称を、『ASAN Super Endurance Run』とする。

第2条 競技種目

四輪自動車による耐久レース

第3条 開催日

本シリーズは、4月・6月・10月・11月の年間4戦を開催する事を原則とするが、諸事情により開催数の増減や開催日の変更を行う場合がある。
開催日の詳細は、毎年の第1戦の2ヶ月前までに別途公表する。

第4条 開催場所

阿讃サーキット
〒771-2503 徳島県三好郡東みよし町東山字滝久保319
TEL:0883-79-3705 URL:http://www.nmt.ne.jp/~asan/

第5条 オーガナイザー

主催：ドライバーズ・クラブ・ルーキー (D. C. R) 代表者 山本 貢
共催：B. M. C SERVICE 代表者 岩崎 寛

第6条 競技主要役員

審査委員長	大西 周	審査委員	樋口 達也
競技長	山本 貢	副競技長	岩崎 寛
コース委員長	増田 和広	副コース委員長	岡田 征伸
技術委員長	今井 直幸	副技術委員長	岩崎 寛
計時委員長	増田 和広	副計時委員長	井上 能江
管制長	田口 義晃	副管制長	山崎 稔
事務局長	岩崎 寛	副事務局長	山本 貢

第7条 競技車両

1. 全ての部門・クラスを通じて、別紙の車両規則に適合した車両とする。

第8条 クラス区分

- K部門 (軽四)
 - KN1クラス …… 改造範囲少
 - KN2クラス …… 改造範囲少 (AT車のみ)
 - KRクラス …… 改造範囲大
- M部門 (MINI : N=Nomal : T=Tuning)
 - M1クラス …… 1000N
 - M2クラス …… 1000T および 1300N
 - M3クラス …… 1300T
- 一般車部門 (登録番号標付車両およびK部門・M部門への参加車両)
※30分×2回のフリー走行のみ。表彰対象外。
※ラップ計測を希望する場合は別途料金が必要。

第9条 参加台数の上限

- K部門・M部門への参加台数は両部門を通じて40台までとする。
- 一般車部門への参加台数は30台までとする。

第10条 参加申込み

- 参加希望者は、別紙の参加申込書に記入の上、参加料を沿えて、締切日までに下記申込先まで、郵送または持参する事。TEL・FAX・メールなどでも仮受付を行うが、参加費用の到着と同時に正式受理とする。
- 参加申込先
 - K部門
〒791-8022 愛媛県松山市美沢2丁目5-33 TEL:089-924-0220
山本自動車工業(株) 内 山本 貢 FAX:089-924-0299
E-mail : migmig@palette.plala.or.jp HP:080-2998-1962
 - M部門
〒761-8082 香川県高松市鹿角町487番地 TEL:087-885-4451
Bosch Car Service 内 岩崎 寛 FAX:087-885-4453
E-mail : info@bmckk.jp
 - 一般車部門
上記、1)、2)の双方で受付を行う。
- 参加申込締切日を開催日の前週の土曜日までとする。
※例：開催日が4月11日(日)の場合、申込締切日は4月3日(土)。
- 参加申込台数が上限に満たない場合、締切日以降も参加申込を受理する場合がある。

第11条 参加費用

1. K部門 …… 1戦につき、¥30,000/台 とする。
2. M部門 …… 1戦につき、¥25,000/台 とする。
3. K部門およびM部門へ参加の競技運転者が当該年のJAF公認国内Aライセンスを所持している場合は、上記参加費用から、¥1,000/名を割引く。
国内Aより上級(国際Cなど)のライセンス所持者も同様の割引を行う。
複数の競技運転者が該当ライセンスを所持している場合、1チームあたり3名分を上限とする。
当日朝の受付時に、該当ライセンスを提示する事。
4. 一般車部門の参加は、¥6,000/名とし、ラップ計測を希望する場合の追加費用は、¥500/台とする。
5. K部門またはM部門への参加車両を使用して、一般車部門へも参加する事ができる。
この場合の一般車部門への追加費用は、ラップ計測を含み¥4,000/名とする。
6. 正式受理後は、いかなる理由があっても参加費用は返還しない。
7. 競技運転者は、同一の競技会において複数のチームからの重複参加はできない。

第12条 参加申込の拒否

1. オーガナイザーは、理由を示すことなく参加申込の拒否を行う事ができる。この拒否の決定は、最終的なものであり異議申立は認められない。参加申込が拒否される場合、速やかに参加申込者に通知され、参加料は事務手数料を差引いて返還される。

第13条 ゼッケン (K部門およびM部門)

1. オーガナイザーは、毎シーズン当初に参加予定者の希望を加味して、各々に01~99のゼッケン(競技番号)を与える。この番号は当該シーズン(1年間)不変とする。
2. 参加者は下記の項目に留意し、初回参加時までに自己の責任において、各々の車両に番号を表示しなければならない。また、この番号の表示は、各競技会期間中はもとより、当該シーズンの全期間にわたって参加者の責任において保持されなければならない。
3. ゼッケン表示時の注意事項
 - 1) 1桁ゼッケン(1~9)の場合は、前に『0』を付加し『01~09』の2桁とする事。
 - 2) 表示位置は、左右の前席ドアおよびボンネット上面の3箇所を必須とする。
後部(後方から視認できる場所)および車体天井にも表示する事が望ましい。
 - 3) 数字の表示方向は以下の通りとする。
 - ・左右の前席ドア(必須) …… 垂線に対して約±15°以内
 - ・ボンネット上面(必須) …… 車両の前方から見た場合に約±30°以内
 - ・後部(任意) …… 垂線に対して約±15°以内
 - ・車体天井(任意) …… 車両の前方から見た場合に約±30°以内
 - 4) 数字はアラビア数字、書体は一般的なゴシック体を使用する事。
 - 5) 文字高さは約3.5cm、線の太さは約5mmとし、縦約4.0cm×横約3.5cmのスペースで表示する事。ただし、後部の表示はこの限りではない。
 - 6) 文字色は、文字周辺車体色の反対色の使用を強く推奨する。
※反対色とは…『黒⇄白』『黄⇄紫』『赤⇄緑』『青⇄オレンジ』など
4. この競技番号表示の判読困難に起因する参加者の不利益は、全て参加者の自己責任とする。

第14条 ゼッケン (一般車部門)

1. 当日朝の受付時にオーガナイザーより2枚配布する。左右の前席ドアに貼付けて走行する事。
ただし、K部門またはM部門への参加車両を使用して、一般車部門に参加する場合は、当該車両に既に表示してある競技番号をそのまま使用してもよい。

第15条 タイムスケジュール

- | | | | |
|------------------|-------|---|-------|
| 1. 受付および参加確認 | 7:00 | ~ | 8:00 |
| 2. 出走前車検 | 7:20 | ~ | 8:20 |
| 3. ドライバーズブリーフィング | 8:30 | ~ | 8:50 |
| 4. 第1ヒート | 11:00 | ~ | 12:00 |
| 5. 第2ヒート | 13:20 | ~ | 15:20 |
| 6. 表彰式(予定) | 15:40 | ~ | 16:10 |

※詳細は別紙タイムスケジュールを参照の事。

第16条 ドライバーズブリーフィングへの出席義務

1. ドライバーズブリーフィングは、競技運転者本人が必ず出席しなければならない。
止むを得ない事由により欠席した場合に被る不利益は、全て競技運転者本人の責任で解決する事。

第17条 ピット割当

1. オーガナイザーは、各競技会ごとに全ての参加者に対して、ピットの割当てを決定し当日朝の受付開始時までに公表する。割当てに際しては下記の優先順位を考慮する。
 - 1) 別記の申込締切日までに正式受付を完了した参加希望者。
 - 2) 当該参加希望者の、その時点でのシリーズポイント順位。

第18条 ドライバーの装備

1. 競技走行中の運転者には、以下の装備の着用を義務付ける。
この装備が競技走行に不適合と判断された場合には走行できない。
 - 1) ヘルメット
『JIS C種』またはそれと同等以上の規格に合致した、フルフェイス型またはジェット型の着用を義務付ける。
その性能が損なわれると判断される外観上のキズなどがある物については使用不可。
 - 2) グローブ(手袋)
指先端まで覆う物の着用を義務付ける。皮製若しくはそれに準ずる材質である事。
着用した際の手首部分において着衣との隙間が無い事。(肌が露出しない事)
レーシンググローブの着用が望ましい。

- 3) 着衣
最低限、長袖・長ズボンの着用を義務付ける。(トレーナー・Gパンなど)
レーシングスーツの着用が望ましい。(耐火機能があればなお可)
4. シューズ
最低限、運動靴やスニーカーなどの着用を義務付ける。
レーシングシューズの着用が望ましい。

第19条 コースイン・ピットイン・ピットロードの走行

1. 各々の走行開始時刻(フリー走行・予選はその開始時刻、決勝はコースイン開始時刻)と同時にピットロード出口および入口を開放する。当該走行への参加車両は、特に定めがある場合を除き、自由にコースインやピットインを行う事ができる。ただし、ピットロード出口付近の誘導員は、走路の混雑状況等によりコースインを制限する場合があるので、その場合は指示に従う事。また、ピットロード出口付近の信号灯と誘導員の指示が違う場合には、誘導員の指示を優先する。
2. ピットロード出口付近の誘導員は、コースインしようとする運転者および車両の装備を、その場で点検・確認する場合がある。この結果、レーシング走行に不適切と判断された場合には、コースインを許可しない。特にヘルメットの顎紐、運転席側の窓全閉、などに注意する事。
3. 各々の走行時間帯の終了時刻と同時にピットロード出口を閉鎖する。これ以降のコースインはできない。
4. ピットロード走行時は、できる限り第1レーン(右側:走路やコンクリートウォールに近い側)を走行し、第2レーン(左側:ピットエリアに近い側)の走行は必要最小限に留める事。
5. ピットロード走行時、『コントロールタワー手前シケイン ~ ピットロード出口信号灯』の区間は、1速のみで走行する事。(AT車の場合はLレンジ)
6. いかなる理由があっても、ピットロードを逆走してはならない。
7. 予選中および決勝中は、ピットロード上での後退装置(リバースギア)の使用を禁止する。やむを得ず車両を後退させる場合には、ピットクルー等の手押し(人力)で移動する事。
8. ピットイン時の走路離脱は、最終コーナー出口7.2付近)から、左に離脱する事。7番ポスト前を通過後(最終コーナー出口7.2付近)から、ピットロード入口への車線変更をしてはならない。(車両トラブルなど特別な事情がある場合を除く)
9. 各々の走行終了時刻(フリー走行・予選はその終了時刻、決勝は後記の別条を参照)を過ぎた直後以降に、コントロールラインを通過しようとする車両に対して、チェッカーフラッグを提示する。これを提示された車両は競技走行を終了し、すみやかにピットロード入口から走路を離脱し、自己のピット(若しくはパドック)に帰還しなければならない。いかなる理由があっても、チェッカーフラッグ提示後はコントロールラインを通過してはならない。

第20条 フリー走行

1. 各部門別のフリー走行は以下の予定とする。(詳細は別紙タイムスケジュールを参照の事)
 - 1) K部門・M部門の混走 …… 25分間 × 1回
 - 2) 一般車部門 …… 30分間 × 2回
2. 一般車部門フリー走行(30分間×2回)の運転者は、一般車部門へ参加申込をした運転者に限られ、K部門またはM部門へ参加している運転者であっても、一般車部門へ追加で参加申込を行っていないければ、走行する事はできない。

第21条 予選走行

1. K部門およびM部門の予選は以下の予定とする。(詳細は別紙タイムスケジュールを参照の事)
 - 1) K部門 …… 15分間 × 1回
 - 2) M部門 …… 15分間 × 1回
2. 予選走行は、K部門またはM部門へ参加申込しているの運転者全員が走行する事ができる。
3. 予選順位の決定方法
両部門の全ての参加車両の計測を行い、ベストラップの速い車両順に、K部門・M部門を混在して順位を決定する。別条に定めるペナルティが適用される場合はこれを算入して決定する。
車両トラブル等で計測が不可能であった車両には順位を与えない。
この順位は、決勝第1ヒートのスターティンググリッドを決定する根拠とする。

第22条 決勝走行

1. K部門およびM部門の決勝は以下の予定とする。(詳細は別紙タイムスケジュールを参照の事)
 - 1) K部門・M部門の混走 …… 60分間 × 1回 第1ヒート
 - 2) K部門・M部門の混走 …… 120分間 × 1回 第2ヒート
2. 決勝走行は、K部門またはM部門へ参加申込している運転者全員が走行する事ができる。
3. オーガナイザーは、以下の方法によりスターティンググリッドを決定し、コースイン開始時刻20分前までにコントロールタワー1Fにて公表する。
 - 1) 第1ヒート
予選順位1位の車両を先頭(ポールポジション)とし、以下、2位、3位……の順にグリッドを割当てる。予選順位のない車両のグリッドは、オーガナイザーが決定する。
 - 2) 第2ヒート
第2ヒートのグリッド1~10番目は、リバースグリッドとする。
第1ヒートのヒート順位10位の車両を先頭(ポールポジション)とし、以下、9位、8位……2位、1位、11位、12位……の順にグリッドを割当てる。ただし、第1ヒートの最終順位が10位未満の場合は最終順位の車両をポールポジションとする。
第1ヒートのヒート順位のない車両のグリッドは、オーガナイザーが決定する。各ヒートのコースイン開始時刻までに自己のグリッドを確認する事は、参加者の義務とする。
4. 以下に該当する車両はピットスタートとする。
 - 1) コースイン開始より10分後までに、ピットロード出口を通過できない車両
 - 2) コースイン開始より10分後までに、自己のスターティンググリッドに到着できない車両この場合の当該車両に与えられたグリッドは、『空きグリッド』とする。

5. 各ヒートのスタート方式は、『スタンディングスタート』または『ローリングスタート』のいずれかを採用する。オーガナイザーは、参加台数や天候などを考慮し、各々のコースイン開始時刻までにスタート方式を決定し、場内放送等により公表する。ただし、天候の急変等により、コースイン開始後にスタート方式が変更され、場内放送等では全ての参加者に伝達できない可能性があるとは判断した場合には、以下の方法で明示する。
 - 1) スタンディングスタートの場合
0番ポストに『1分前ボード』が提示された時、マーシャルカーが競技車両の後方（スタンディンググリッドの最後尾付近）で回転灯などを点灯して停車。
 - 2) ローリングスタートの場合
0番ポストに『1分前ボード』が提示された時、マーシャルカーが競技車両の前方（コントロールライン付近）で回転灯などを点灯して停車。
6. 暫定ヒート総合順位の決定方法
参加全車両を対象として、ラップ数の多い車両順に、K部門・M部門を混在して順位を与える。同ラップ数の場合は、その走行時間の少ない車両を上位とする。
走行時間とは……競技のスタート合図が発せられた瞬間（通常はグリーンランプ）から、当該車両が最終のコントロールラインを通過した瞬間（通常はチェッカーを受けた時）までの所要時間の事をいう。
暫定ヒート総合順位は、ラップ数および走行時間の算定できない車両には順位を与えない。
7. 暫定ヒート総合順位1位の車両が、予め定められた競技終了時刻を過ぎた以降に、最初にコントロールラインを通過しようとした時、チェッカーフラッグが提示され、最初の競技終了車両となる。以降、順次コントロールラインを通過する車両に対してチェッカーフラッグが提示され、当該車両は競技終了となる。
8. ヒートクラス順位の決定方法
参加全車両を対象として、ラップ数の多い車両順に、各クラス別に順位を与える。同ラップ数の場合は、その走行時間の少ない車両を上位とする。
ヒートクラス順位は、ラップ数および走行時間の算定できない車両には順位を与えない。
ヒートクラス順位は、別条に定めるペナルティが適用される場合はこれを算入して決定する。
ヒートクラス順位は、別条に定めるヒートポイントの決定の根拠とする。
9. ヒート総合順位の決定方法
ヒート総合順位は、前記の暫定ヒート順位を根拠とし、別条に定めるペナルティが適用される場合はこれを算入して決定する。
10. 決勝第1ヒートのヒート総合順位は、決勝第2ヒートスターティンググリッド決定の根拠とする。

第23条 セーフティーカー（SC）導入時の注意事項

1. 別紙の詳細説明を参照の事。

第24条 ドライバー交代義務

1. 決勝第1ヒート中に2回以上、決勝第2ヒート中に3回以上のドライバー交代を義務付ける。
2. 予めオフィシャルより指定された場所（通常は自己ピット前のピットロード上）で、競技開始10分後～競技終了10分前の間に作業を完了しなければならない。
3. ドライバー交代の為の停車中にエンジンを停止する義務はない。
4. ドライバー交代の為の停車後、それまでと同一の運転者が続けて出走する事ができる。ただし、運転者は一旦降車し、運転席ドアを全閉の後、乗車動作を開始する事。

第25条 タイヤ交換義務

1. 決勝第2ヒート中に1回以上のタイヤ交換を義務付ける。
2. 予めオフィシャルより指定された場所（通常は自己ピット前のピットロード上）で、競技開始10分後～競技終了10分前の間に作業を完了しなければならない。
3. タイヤ交換作業為の停車中はエンジンを停止する事。
4. 交換するタイヤは左後輪とし、外したタイヤを再度装着してもよい。この場合、外した事を明確にする為に、外したタイヤを横にして地面に置いてから装着作業を開始する事。
5. 交換作業要員は最大3名とし、その内1名は運転席に着座し、ジャッキアップ中はフットブレーキを十分に踏んでおく事。いかなる場合にもフットブレーキを踏んでいない間はジャッキアップを禁止し、また、同時に3輪以上のタイヤが地面から離れる様な作業方法は禁止する。
6. 安全確保の見地から、車外の作業要員は車両の左側のみで作業し、車両の右側や前後では極力作業しない作業方法を強く推奨する。
7. タイヤ交換作業の為のピットインと同時にドライバー交代する事ができる。これは別条のドライバー交代義務回数として数える事ができる。タイヤ交換作業とドライバー交代は同時進行してもよいが、フットブレーキを踏んでいない間はジャッキアップしてはならない。
8. タイヤ交換作業の為の使用工具は全て人力で動作する物に限定し、電気や空気圧などの他の動力を用いて動作する工具は使用禁止とする。工具の種類と数量は規制しない。

第26条 燃料補給

1. 予選中および決勝第1ヒート中の燃料補給を禁止する。
2. 決勝第2ヒート中については、以下の項目を全て満足する事を条件に、燃料補給する事ができる。
 - 1) 事前に担当オフィシャルに給油作業開始予定時刻等を申告し（口頭でよい）、給油作業場所や競技車両の移動経路などの指示を受ける事。
 - 2) 給油容器は一般市販の携行缶類（消防法に適合した鉄缶製で容量20ℓ以下の物を強く推奨する）とし、給油ホースを含む給油容器の一切の加工を禁止する。特に給油口や空気抜き穴を追加・拡大したり、容器内部を加圧する等、給油速度が速くなる様な加工・行為は厳重に禁止する。また、複数の給油容器から同時に給油する事を禁止する。
 - 3) 給油中は、付近を火気厳禁とし、エンジン停止し、ドライバーは降車する事。
 - 4) 給油中は、車体と近くの構造物との間にアースをとる事。
 - 5) 給油中は、消火器を持った消火要員を側近で待機させる事を推奨する。
 - 6) 給油容器を操作する給油要員は1名とする。

- 7) 給油要員と消火要員は、フルフェイスタイプのヘルメットの着用を義務付ける。
給油中はバイザーを閉めて作業する事。
 - 8) 給油要員と消火要員は、下記の装備を着用する事が望ましい。
 - ・耐火レーシングスーツ
 - ・耐火レーシンググローブ
 - ・耐火レーシングシューズ
 - 9) 給油中は、給油作業以外の整備作業等を全面的に禁止する。また、給油要員と消火要員以外のチームクルーは、車両から離れて監視し、廻りのギャラリー等の安全にも十分注意を払う事。
 - 10) 燃料がこぼれ車体に付着した場合は、これを完全に拭取った時点で給油作業完了とする。
 - 11) エンジン停止後、2分間はエンジンを始動してはならない。
ただしこの間でも、給油作業完了後はエンジン始動を伴わない整備作業を行う事ができ、ドライバーは乗車し出走準備をする事ができる。
3. 燃料補給の為のピットインと同時に、給油作業場所においてドライバー交代する事ができる。
これは別条のドライバー交代義務回数の1回として数える事ができる。

第27条 ヒートポイント

1. 別条に定めるヒートクラス順位により、下表のヒートポイントを与える。

順位	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	9位	10位
得点	20点	15点	12点	10点	8点	6点	4点	3点	2点	1点

2. 当該ヒートの周回数が、同一クラス1位の周回数の75% (小数点以下四捨五入) に満たない車両、およびヒートクラス順位を与えられなかった車両には、ヒートポイントを与えない。

第28条 各競技会ごとの順位

1. 別条に定める第1ヒートと第2ヒートのヒートポイントを合計し、ポイントの多い車両順にクラス別に、その競技会の順位を与える。
2. ヒートポイント合計が同一の場合は、第2ヒートの得点が多い方を上位とする。

第29条 シリーズポイント

1. 各ヒートにおいて当該車両が獲得したヒートポイントを全て合計したものを、その車両のシリーズポイントとする。
2. このシリーズポイントは、シリーズ順位決定の根拠とする。
3. このシリーズポイントは、別条のハンディキャップ決定の根拠とする。

第30条 シリーズ順位

1. 別条に定めるシリーズポイントの多い車両順にクラス別に順位を決定し、毎年最終戦の表彰式にてシリーズ表彰を行う。

第31条 ハンディキャップ

1. 全てのヒートの開始時に、当該車両が獲得しているシリーズポイントの『×0.1』 (小数点以下四捨五入) の周回数を、当該車両のハンディキャップとして与える。
2. このハンディキャップは10周回を越えないものとする。
3. このハンディキャップは、各ヒートのスターティンググリッド発表時に同時に発表する。

例:

No	競技会	ヒート	ハンディキャップ	順位	ヒートポイント	シリーズポイント
1	第1戦	第1ヒート	0周回	→ 1位	20点	20点
2	第1戦	第2ヒート	2周回	→ 1位	20点	40点
3	第2戦	第1ヒート	4周回	→ 3位	12点	52点
4	第2戦	第2ヒート	5周回	→ 2位	15点	67点
5	第3戦	第1ヒート	7周回	→ 1位	20点	87点
6	第3戦	第2ヒート	9周回	→ 2位	15点	102点
7	第4戦	第1ヒート	10周回	→ 4位	10点	112点
8	第4戦	第2ヒート	10周回	→ 3位	12点	124点

第32条 罰則 (ペナルティ)

1. 罰則の種類

- 1) 注意・警告・戒告・訓告
- 2) 予選結果抹消
- 3) ピットスルー (決勝のみ)
- 4) ペナルティエリア30秒停止 (決勝のみ)
- 5) 競技結果から1周減算 (決勝のみ)
- 6) 競技結果から2周減算 (決勝のみ)
- 7) 当該ヒート無効 (決勝のみ)
- 8) シリーズポイント剥奪

2. 罰則の適用例

- ・黄旗無視 …… 2)、4) のうちのいずれか
- ・赤旗無視 …… 2)、5) のうちのいずれか
- ・給油違反 …… 4) ~ 7) のうちのいずれか
- ・オフィシャルの指示に従わなかった場合 …… 1) ~ 8) のうちのいずれか
- ・その他の罰則対象行為については、その都度、審査委員会が罰則を決定する。

第33条 赤旗中断

1. 別紙の詳細説明を参照の事。

第34条 抗議

1. 自分が不当に処遇されていると判断した参加者は、これに対し抗議する事ができる。
2. 抗議は全て書面によるものとし、所定の抗議料を添えて制限時間内に、競技長を経由し審査委員会に提出しなければならない。抗議料、抗議の制限時間などの詳細については、J A Fが制定する当該年の国内競技規則に準ずる。
3. 審判員の判定および計時装置に対する抗議はできない。

第35条 賞典

1. 各競技会ごとの賞典 …… 各クラス 1～6位 賞品
2. シリーズ賞典 …… 各クラス 1～3位 賞金または賞品
3. 参加台数によっては賞典数を増減する場合がある。
4. 表彰対象者が表彰式を欠席した場合には、表彰を放棄したものとみなし、賞典は授与しない。

第36条 参加者および競技運転者の遵守事項

1. 参加者および競技運転者は、参加車両とその付属品等の損傷・盗難・紛失などの損害や、会場の施設や器物などを破損させた場合の補償などについて、理由の如何にかかわらず、各自が責任を負わなければならない。
2. 参加者と競技運転者およびその関係者は、それがいかなる理由によって起こったものであるにせよ、本規則が有効な競技会や行事中に生じた事態について、主催者・競技役員・会場関係者などに対し、いかなる責任も追及してはならない。
3. 参加者および競技運転者は、自己のチーム員はもとより、当該競技会に関わる全ての者に、全ての法規や規則を遵守させる責任を負うものとする。
4. 参加者および競技運転者は、競技期間中の会場において、薬物等によって精神状態を繕ったり、飲酒をしてはならない。

第37条 本規則の施行および本規則に記載されていない事項の処置

1. 本規則は毎年、第1戦前に施行され、施行と同時に当該年の全ての該当競技に有効となる。
2. 本規則に記載されていない事項については、F I AおよびJ A Fが制定する競技規則等の関係諸規則を適用する。
3. 本規則施行後に決定され公示された規則は、本規則より優先する。